注意事項

A 2 : 訪問型サービス(独自)とA 6 : 通所型サービス(独自)に新設された「高齢者虐待防止措置実施の有無」、A 6 : 通所型サービス(独自)に新設された「業務継続計画策定の有無」については、届出をしない場合、自動的に「1 : 減算型」とみなされますのでご注意ください(「1 : 減算型」であっても、必ず、届出をしていただきますようお願いいたします。)。

「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」に関する**添付 書類はありません**。

「高齢者虐待防止措置実施の有無」の要件

以下の要件を全て満たす事業所は、「2:基準型」となります。

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

「業務継続計画策定の有無」の要件

以下の要件を全て満たす事業所は、「2:基準型」となります。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に 実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継 続計画)を策定すること。
- 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

経過措置

令和7年3月31日までの間は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合は、減算を適用しないため、「2: 基準型」で届出をしてください。

A2:訪問型サービス(独自)の新設の加算

※次の加算を届出する場合は、地域包括ケア推進課にご連絡ください。

〇同一建物減算

(介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について)

- ・ 「同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)」については、訪問介 護と同様であるため、第五の2⑥を準用すること。【第6(3)2③】
- 「同一建物減算」については、居宅サービス単位数表1のイからハまでの注12に規定する同一敷地内建物等に居住する者に対して指定訪問介護を行った場合は「同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)」に「該当」と、同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を行った場合は「同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上))」に「該当」と、同一敷地内建物等に居住する者に対して指定訪問介護を行い、かつ、大臣基準告示第3号の2に該当している場合は「同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上))」に「該当」と、記載させること。また、「同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上))」に該当する場合を除き、(別紙10)「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」を添付させること。【第5の2⑥】

(介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣 が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号))【1口注8】

指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する 敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物(以下この注に おいて「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定相当訪問型サービス 事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物 に居住する利用者を除く。)又は指定相当訪問型サービス事業所における1月当たり の利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居 住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の1 00分の90に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サービス事業所における 1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用 者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の1 00分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定相当訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

- (介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣 が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について)【第3の2(5)】
- 訪問介護と同様であるので、老企第36号第2の2の(16)を参照されたい。
 (指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について)
- ・① 同一敷地内建物等の定義【第2の2(16)】

注12における「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問介護事業所と構造上 又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定訪問 介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物の うち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的 な建築物として、当該建物の一階部分に指定訪問介護事業所がある場合や当該建 物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内 の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接す る場合などが該当するものであること。

- ② 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)の定義 イ (略)
 - ロ この場合の利用者数は、1月間(歴月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。また、当該指定訪問介護事業所が、指定相当第一号訪問事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1項第1号に定める基準に従い行う事業に限る。以下同じ。)と

一体的な運営をしている場合、第一号訪問事業の利用者を含めて計算すること。 ③~⑤ (略)

⑥ 指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。以下同じ。)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合について

イ 判定期間と減算適用期間

指定訪問介護事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所における指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の同一敷地内建物等に居住する利用者に提供される指定訪問介護のすべてについて減算を適用する。

- a 判定期間が前期(3月1日から8月31日)の場合は、減算適用期間を1 0月1日から3月31日までとする。
- b 判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適用期間を4月 1日から9月30日までとする。

なお、令和6年度については、aの判定期間を4月1日から9月30日、減算適用期間を11月1日から3月31日までとし、bの判定期間を10月1日から2月末日、減算適用期間を令和7年度の4月1日から9月30日までとする。

口 判定方法

事業所ごとに、当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合を計算し、90%以上である場合に減算する。

(具体的な計算式)事業所ごとに、次の計算式により計算し、90%以上である場合に減算

(当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち同一 敷地内建物等に居住する利用者数(利用実人員))÷(当該事業所における判定 期間に指定訪問介護を提供した利用者数(利用実人員))

ハ 算定手続

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う指定訪問介護事業所は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果90%以上である場合については当該書類を都道府県知事に提出することとする。なお、90%以上でなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存する必要がある。

- a 判定期間における指定訪問介護を提供した利用者の総数(利用実人員)
- b 同一敷地内建物等に居住する利用者数(利用実人員)
- c ロの算定方法で計算した割合
- d ロの算定方法で計算した割合が90%以上である場合であって正当な理由 がある場合においては、その正当な理由

ニ 正当な理由の範囲

ハで判定した割合が90%以上である場合には、90%以上に至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を都道府県知事に提供すること。なお、都道府県知事が当該理由を不適当と判断した場合は減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事業を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを都道府県知事において適正に判断されたい。

- a 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合。
- b 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が 小規模である場合
- c その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

〇口腔連携強化加算

(介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について)

- ・ 記載なし 訪問介護と同様であるとするならば 【第6の2】
- ・ 「口腔連携強化加算」については、大臣基準告示第3号の3に該当する場合に、「あり」と記載させること。また、(別紙11)「口腔連携強化加算に関する届出書」を添

付させること。【第5の29】

(厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)

- 訪問介護費における口腔連携強化加算の基準【3の3】
 - イ 指定訪問介護事業所の従業員が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第二歯科診療報酬点数表(以下「歯科診療報酬点数表」という。)の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
 - ロ次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。
 - (2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス等基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。)が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。
 - (3) 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔 連携強化加算を算定していること。
 - (介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣 が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号))【1ホ】
- 指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。)又は第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提

供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算 する。

- (介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣 が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について)【第3の2(9)】
- ・ 訪問介護と同様であるので、老企第36号第2の2の(23)を参照されたい。
 - (指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について)【第2の2(23)】
 - ① 口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
 - ② 口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関(以下「連携歯科医療機関」という。)の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談すること。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えない。
 - ③ 口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式6等により提供すること。
 - ④ 歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行うこと。
 - ⑤ 口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行うこと。ただし、ト及び チについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。
 - イ 開口の状態
 - ロ 歯の汚れの有無
 - ハ 舌の汚れの有無
 - ニ 歯肉の腫れ、出血の有無

- ホ 左右両方の奥歯のかみ合わせの状態
- へ むせの有無
- ト ぶくぶくうがいの状態
- チ 食事のため込み、残留の有無
- ⑥ 口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、別途通知(「リハビリテーション・ 個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)及び「入院(所)中 及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的 な考え方」(令和6年3月日本歯科医学会)等を参考にすること。
- ⑦ 口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要 に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講ずるこ と。
- ⑧ 口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施すること。

A6:通所型サービス(独自)の廃止される加算

- ○運動器機能向上体制
- ○選択的サービス複数実施加算
- ○事業所評価加算〔申出〕の有無

A6:通所型サービス(独自)の新設の加算

※次の加算を届出する場合は、地域包括ケア推進課にご連絡ください。

〇一体的サービス提供加算

(介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について)

・ 介護予防・日常生活支援総合事業サービス単位表2のチに該当する場合に、「あり」 と記載させること。【第6の38】

(介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣 が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号))【2チ】

指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能

向上サービスのいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただ し、へ又はトを算定している場合は、算定しない。

(介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣 が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について)【第3の3(11)】

- ・ 当該加算は、運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。なお、算定に当たっては以下に留意すること。
 - ① (8)及び(9)に掲げる各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。
 - ② 運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。